

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版		根拠条文等・考え方				改 訂 案						根拠条文等・考え方								
<p>1 (略)</p> <p>2 防火対象物の用途区分に適応する避難器具 ★</p>		<p>令第 25 条第 2 項の表どおりの内容とする。</p>				<p>1 (現行に同じ。)</p> <p>2 防火対象物の用途区分に適応する避難器具 ★</p>						<p>令第 25 条第 2 項第 2 号、<u>第 3 号</u>の規</p>								
防火対象物	階	地 階	2 階	3 階	4 階又は 5 階	6 階以上の階	防火対象物	階	地 階	2 階	3 階	4 階又は 5 階	6 階以上の階	防火対象物	階	地 階	2 階	3 階	4 階又は 5 階	6 階以上の階
1	(6)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋	同 左	滑り台 救助袋 避難橋	1	(6)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 <u>避難はしご</u> 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋	<u>滑り台</u> <u>救助袋</u> <u>緩降機</u> <u>避難橋</u>	滑り台 救助袋 避難橋	1	(6)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋	<u>滑り台</u> <u>救助袋</u> <u>緩降機</u> <u>避難橋</u>	滑り台 救助袋 避難橋
2	(1)項から(5)項まで及び(7)項から(11)項まで	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	2	(1)項から(5)項まで及び(7)項から(11)項まで	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	2	(1)項から(5)項まで及び(7)項から(11)項まで	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	
3	(12)項及び(15)項	避難はしご 避難用タラップ		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	3	(12)項及び(15)項	避難はしご 避難用タラップ		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	3	(12)項及び(15)項	避難はしご 避難用タラップ		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	
4	1 から 3 以外で 3 階以上の階のうち避難階又は地上に直通する階段が 2 以上設けられていない階 (2)項及び(3)項並びに(6)項イで(2)項又は(3)項の用に供する部分にあっては 2 階		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	4	1 から 3 以外で 3 階以上の階のうち避難階又は地上に直通する階段が 2 以上設けられていない階 (2)項及び(3)項並びに(6)項イで(2)項又は(3)項の用に供する部分にあっては 2 階		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	4	1 から 3 以外で 3 階以上の階のうち避難階又は地上に直通する階段が 2 以上設けられていない階 (2)項及び(3)項並びに(6)項イで(2)項又は(3)項の用に供する部分にあっては 2 階		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	
5	備 考	11 階以上の階に避難器具を設ける場合は、各階に避難上有効な 2 m ² 以上のバルコニーを付置した固定式のはしごとすること。					5	備 考	11 階以上の階に避難器具を設ける場合は、各階に避難上有効な 2 m ² 以上のバルコニーを付置した固定式のはしごとすること。											
<p>3 設置位置</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 降下空間付近に強電系統の架空電線及びネオン管灯(以下「架空電線等」という。)がある場合は、<u>(2)</u>の基準にかかわらず降下空間と当該架空電線等との間に、1.2m 以上の間隔を保有するとともに避難器具の上端と架空電線<u>等</u>との間に、2m 以上の間隔を保有すること。ただし、避難器具に接近する架空電線等の部分を絶縁性能のあるもので保護する等安全と認められた場合は、この限りでない。</p> <p>4 設置要領</p> <p>避難器具の設置要領は、令第 25 条第 2 項第 2 号、<u>第 3 号</u>の規</p>		<p>令第 25 条第 2 項第 2 号、<u>第 3 号</u>の規</p>				<p>3 設置位置</p> <p>(1)～(6) (現行に同じ。)</p> <p>(7) 降下空間付近に強電系統の架空電線及びネオン管灯(以下「架空電線等」という。)がある場合は、<u>3</u>(2)の基準にかかわらず降下空間と当該架空電線等との間に、1.2m 以上の間隔を保有するとともに避難器具の上端と架空電線<u>等</u>との間に、2m 以上の間隔を保有すること。ただし、避難器具に接近する架空電線等の部分を絶縁性能のあるもので保護する等安全と認められた場合は、この限りでない。</p> <p>4 設置要領</p> <p>避難器具の設置要領は、令第 25 条第 2 項第 2 号<u>及び</u>第 3 号の規</p>						<p>令第 25 条第 2 項第 2 号、<u>第 3 号</u>の規</p>								

令第 25 条第 2 項の表どおりの内容とする。

「同左」に該当する箇所は他にもあるものの、この部分のみ用いられているため他と合わせる。

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>定によるほか、次によること。 (1)～(8) (略) 5 (略) 6 避難橋 避難橋の設置については、平成8年消防庁告示第2号第3第7項の規定によるほか、次によること。 (1) (略) (2) 公共用道路上空に設ける避難橋 ア～ウ (略) エ 上記のほか、<u> </u>(1)アからコまでを準用する。★ (以下、省略)</p>		<p>定によるほか、次によること。 (1)～(8) (現行に同じ。) 5 (現行に同じ。) 6 避難橋 <u> </u>避難橋の設置については、平成8年消防庁告示第2号第3第7項の規定によるほか、次によること。 (1) (現行に同じ。) (2) 公共用道路上空に設ける避難橋 ア～ウ (現行に同じ。) エ 上記のほか、<u>6</u>(1)アからコまでを準用する。★ (以下、省略)</p>	